

施設園芸農家支援事業について

コロナ禍における燃油等の価格の高騰により影響を受けている施設園芸農家の方に、燃料費を補助します。



●対象者

- ①日高町に住民登録をしていること
- ②令和3年分の申告で農業収入が50万円以上あること
- ③町税(町県民税・国民健康保険税・固定資産税・軽自動車税等)に滞納がないこと
- ④町内の園芸施設で農産物を栽培し、加温設備で暖房を使用していること

●補助対象経費

令和4年3月1日～令和5年2月28日までに加温設備に使用するA重油を購入した費用

●補助額 A重油 15円/L

●申請方法

以下のものをご持参のうえ、日高町役場産業建設課までお越しくください。

- ・令和3年分の申告書等の控(受付されているもの)など農業収入がわかる書類
- ・燃油の購入実績がわかるものまたは領収書

●申請受付期間

令和5年2月28日(火)まで

【お問い合わせ先】産業建設課(☎63・3804)

漁業用燃油高騰対策事業について

コロナ禍における燃油等の価格の高騰により影響を受けている漁業者の方に、燃料費を補助します。

●対象者

- ①日高町に住民登録をしていること
(法人の場合、代表者が日高町に住民登録を有し、日高町内に本店を有すること)
- ②令和3年分の申告で漁業収入が50万円以上あること
- ③町税(町県民税・国民健康保険税・固定資産税・軽自動車税等)に滞納がないこと
- ④漁船を所有する比井崎漁業協同組合の正組合員であること(法人含む)

●補助対象経費

令和4年3月1日～令和5年2月28日までに漁船に使用するA重油または軽油を購入した費用

●補助額 A重油または軽油 15円/L

●申請方法

以下のものをご持参のうえ、日高町役場産業建設課までお越しくください。

- ・令和3年分の申告書等の控(受付されているもの)など漁業収入がわかる書類
- ・燃油の購入実績がわかるものまたは領収書
- ・漁船登録票の写し

●申請受付期間

令和5年2月28日(火)まで

【お問い合わせ先】産業建設課(☎63・3804)

農地活用支援事業について

担い手への農地の利用集積や優良農地の保全及び耕作放棄地発生防止、農業者の勤労意欲の向上を図るため、農業者が町内の農地を農地中間管理機構を通じて契約した面積に応じて補助金を交付します。

●補助対象者

令和4年10月1日時点で①または②のいずれかに該当する方

- ①農地中間管理事業を通じて農地を借り受けている方
- ②農地の貸借について農業委員会に届け出ている農地がある方で、次回の更新に際して農地中間管理事業を利用する意向がある方

●補助対象農地

10月1日時点で農地中間管理事業を通じて借り受けた日高町内の農地の合計面積(農業委員会に届出ている農地で、次回の更新時に農地中間管理事業を利用する意向がある農地を含む)

●補助額

契約面積の合計	基本単価	加算①	加算②	加算③
10a～29a	500円/a	契約年数が5年を超える場合 500円/a	重点実施地区の農地 500円/a	対象農地の遊休・荒廃農地の解消を行う場合は、5,000円/aを加算する。 (ただし、一度に限る)
30a～49a	750円/a		重点実施地区の農地 750円/a	
50a以上	1,000円/a		重点実施地区の農地 1,000円/a	
申請者が法人もしくは町外の場合は、基本単価、加算①、加算②を合計した金額の1/2の補助額とする。				

●申請受付期間

令和5年3月20日(月)まで

【お問い合わせ先】産業建設課(☎ 63・3804)

令和5年度国有林モニター募集

国有林の事業運営等について、国民の皆さまの理解を深めるとともに、ご意見やご要望をお聞きして国有林野行政に反映させるため、国有林モニターを募集します。

任 期：令和5年4月1日～令和6年3月31日

対 象：和歌山県内にお住まいで、森林・林業および国有林に関心のある成人の方
ただし、国会および地方議会の議員、地方公共団体の長、常勤の国家公務員、令和2年度から令和4年度まで3年間連続して国有林モニターを務められた方は除きます。

応募締切：令和5年1月31日(火)

詳 細：募集の詳細は、近畿中国森林管理局ホームページをご覧ください。

「近畿中国森林管理局 国有林モニター」で検索

【お問い合わせ先】

近畿中国森林管理局 総務企画部 企画調整課 林政推進係
(☎06・6881・3412〈直通〉)



HP URL

